別表 (第4条関係)

補助対象外とする業種(平成25年10月改訂「日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)」による。)

- (1) 農業、林業(大分類Aに含まれるもの)
- (2) 漁業 (大分類Bに含まれるもの)
- (3) 金融業・保険業(大分類」に含まれるもの)
- (4) 医療・福祉(大分類P)の医療業のうち、病院(小分類831)、 一般診療所(小分類832)及び歯科診療所(小分類833)
- (5) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により規制の対象となる風俗営業・性風俗関連特殊営業
 - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803に含まれるもの)
 - ③ 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業(細分類8094に含まれるもの)
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの)
 - ⑤ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。) (細分類7291に含まれるもの)
 - ⑥ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く。)(細分類929 9に含まれるもの)
 - ⑦ 易断所、観相業、相場案内業(細分類7999に含まれるもの)
 - ⑧ 宗教(中分類94に含まれるもの)
 - ⑨ 政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの)